

第96回神戸市都市景観審議会  
会議録

令和3年7月19日

## 第96回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 令和3年7月19日(月) 午前9時30分～午前11時15分

2. 場 所 神戸市役所1号館27階 第2・第3委員会室

3. 出 席 者

磯山委員、角松委員、栗山委員、清水委員、長濱委員、藤本委員、  
松下委員、森崎委員、山下委員、壬生委員、ながさわ委員、  
大かわら委員、よこはた委員、浦上委員、田中委員、松村委員、

都 市 局：鈴木局長、山本副局長、浜田担当部長

企 画 調 整 局：竹原つなぐラボ創造都市担当課長

文 化 ス ポ ー ツ 局：安田文化財課長

経 済 観 光 局：佐藤農政計画課農政企画担当課長

建 設 局：福田公園部計画課長

都 市 局：松崎計画部都市計画課長

建 築 住 宅 局：田中建築安全課長

港 湾 局：谷ウォーターフロント再開発推進課長

(事務局)

都市局計画部景観政策課：上田担当部長、福本担当係長、西山担当係長 ほか

4. 議 案

1. 審議事項

- 1 神戸市都市景観形成基本計画の更新について
- 2 神戸市景観計画の見直し案について
- 3 神戸市都市景観条例の全部改正案について
- 4 景観デザインコード(税関線・三宮駅前)について
- 5 景観アドバイザー専門部会 審議結果報告

5. 議事の内容

別紙のとおり

## 開 会

○山本副局長 皆様、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから第96回神戸市都市景観審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、都市局長の鈴木から御挨拶を申し上げます。

○鈴木局長 改めまして、皆さんおはようございます。都市局長鈴木でございます。

本日は、第96回神戸市都市景観審議会ということで、令和3年度第2回目の審議会になります。議題は5点ございます。

まず1点目でございます。議事1神戸市都市景観形成基本計画の更新につきまして、6月にパブリックコメントを行いました。その意見の内容及び市の考え方をお示しして、御審議いただくものでございます。

続きまして2点目、議事2神戸市都市景観計画の見直し案についてということでございます。

続きまして、議事3神戸市都市景観条例の全部改正案につきまして、これまで審議会及び部会等における御意見を踏まえまして案を取りまとめております。その内容につきまして、御審議いただくものでございます。

続きまして、議事4景観デザインコード（税関線・三宮駅前）につきまして、ガイドラインの案の取りまとめでございます。この案につきまして、御報告いたしまして御意見を伺おうとするものでございます。

最後に、議事5景観アドバイザー専門部会の審議結果につきましての御報告でございます。

以上、御審議のほどをよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○上田担当部長 そうしましたら、最初に事務局から、今回、市会議員の委員の方が交代されておりますので、御紹介をさせていただきます。

山下委員でございます。

○山下委員 山下でございます。よろしくお願い申し上げます。

○上田担当部長 壬生委員でございます。

○壬生委員 壬生でございます。よろしくお願い申し上げます。

○上田担当部長 ながさわ委員でございます。

○ながさわ委員 ながさわです。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○上田担当部長 大かわら委員でございます。

○大かわら委員 大かわらでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○上田担当部長 よこはた委員でございます。

○よこはた委員 おはようございます。

○上田担当部長 浦上委員におかれましては、前期に続いての御就任でございます。

○浦上委員 頑張っまいます。ありがとうございます。

○上田担当部長 引き続きまして、会議の成立について御報告いたします。

神戸市都市景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議は委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席により成立することとなっております。

現在、委員の総数23名中15名の委員が出席されておまして、本会議が成立していることを御報告いたします。なお、勝沼委員、川崎委員、末包委員、長町委員、福田委員、室崎委員、森川委員の各委員におかれましては、所用により本日御欠席でございます。藤本委員におかれましては、追ってお越しかと存じます。

なお、本日、末包会長が急遽御欠席となっております。神戸市都市景観審議会規則第4条第4項の規定では、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を副会長が代理するとされておりますけれども、本日、福田副会長も御欠席でございます。規則上、これ以外の代理規定がございませんので、この規定を準用させていただくことといたしまして、規則第9条の、この規則に定めるもののほか審議会の運営に関して必要な事項は会長が定めるという規定に基づきまして、事前に末包会長より本日の審議会の会長代理者として、長濱委員を御指名いただいておりますので、本日の進行につきましては、長濱委員にお願いしたいと存じます。

それでは長濱委員、会長代理席へ御移動をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

まず、事前にお配りしております資料といたしまして、議事次第、それから議事1－資料 神戸市都市景観形成基本計画（更新案）に対する意見の内容及び意見に対する市の考え方、議事2－資料1 神戸市景観計画（見直し案）の概要、及び資料2 神戸市景観計画（見直し案）、議事3－資料1 神戸市都市景観条例の全部改正（案）の概要、同じく資料2 神戸市都市景観条例改正案と現行の条文対応関係、議事4－資料 景観デザインコード（税関線・三宮駅前）ガイドライン案について、最後に資料5－資料 景観アドバイザー専門部会審議結果報告でございます。

また机の上には、座席表、審議会委員名簿及び議事1の参考資料といたしまして、神戸市都市景観形成基本計画更新案の概要版を配付してございます。

以上でございますが、資料の不足はございませんでしょうか。

なお、議事1の都市景観形成基本計画の件につきましては、これまで、当審議会及び部会で御議論をいただいております。先般、パブリックコメントの実施をいたしましたので、本日の御審議を経て、確定をしていきたいと考えてございます。

また、議事2、議事3の景観計画と条例の件につきましては、本日の御審議を経て、後

日、市民の皆様の御意見を聴く、パブリックコメントを実施したいと考えてございます。  
そうしましたら、議事に移らせていただきます。

ここからの進行につきましては、長濱会長代理にお願いいたしたいと思っております。長濱様、  
よろしくお願いいたします。

## 議 案

**○長濱会長代理** 改めて、よろしく申し上げます。神戸芸術工科大学の長濱です。本日の  
の会長代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めていきたいと思っておりますけれども、まず1つ目の議事1  
ということになります。神戸市都市景観形成基本計画の更新についてという議事になりま  
す。

それでは、事務局からの説明をお願いできたらと思っております。

**○福本担当係長** 事務局の神戸市景観政策課の福本でございます。私から説明をさせて  
いただきます。

それでは、議事1 神戸市都市景観形成基本計画の更新について御説明いたします。

都市景観形成基本計画の更新につきましては、これまで、昨年8月に当審議会からあり  
方の答申を受けて以降、部会等でも議論を重ね、具体案の取りまとめを進め、本年4月、  
前回の審議会において更新案について審議いただいたところですが、基本計画を策定する過  
程においてパブリックコメントを実施いたしましたので、このパブリックコメントでいた  
だいた御意見の概要とそれに対する神戸市の考え方について御説明いたします。

前面スクリーンには、資料の説明場所を投影していきますので、基本的にはお手元の議  
事1の資料を御覧いただければと思っております。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

実施期間は、6月1日から30日までの30日間で、意見数は、6人の方から13件の御意  
見をいただきました。御意見の内容は、個人が特定できるような内容などを除き極力原文  
のまま掲載しています。

本日は、いただいた御意見とそれに対する神戸市の考え方について、要点と考える下線を  
引いた箇所を中心に御説明いたします。

御意見No. 1は、「景観をより深く広く味わってもらえるよう、神戸市の郊外で民泊を  
増やしたいので、民泊条例の規制を緩和してほしい」また、「『コンパクトに1週間楽しむ  
神戸市！』というのを日本中・世界中に発信したい。」というものです。

これに対する市の考え方としては、「都市景観形成基本計画の更新案でも観光資源とし  
て景観形成を位置づけ、神戸観光の魅力を日本全国はもとより海外にも発信していくこと  
が大切である」としてございます。民泊条例について、本計画と直接関係するものではありません

んが、観光部局とも連携して神戸の魅力を発信していきたいと考えています。」としていません。

御意見No. 2は、「BE KOBEBRAND確立のため、モニュメントを徐々に増やしてほしい」等の御意見です。

これに対する神戸市の考え方としては、「都市景観形成基本計画は、個別の再整備等の計画を行うものではありませんが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。」としています。

続きまして、2ページを御覧ください。

御意見No. 3は、「山本通4丁目周辺のセンスのよい事業者が出店できるポテンシャルに着目をされまして、歩道や街灯などの再整備を検討いただきたい」という御意見です。

これについても、基本計画の内容に関するものではありませんので「今後の施策の参考とさせていただきます。」としています。

次の御意見No. 4は、資料の2ページ、3ページにまたがっています。「見通し型眺望景観に対する懸念を示したもので、ビーナステラス眺望点、ポーアイしおさい公園眺望点からの誘導基準を見直し、撤廃を要望するもので、都心部の規制が不合理であるといった」御意見です。

これに対する神戸市の考え方については、「都市景観形成基本計画は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにするものであり、個別の施策等の計画を行うものではない。」とした上で、ビーナステラスやポーアイしおさい公園からの眺望景観形成のための誘導基準について、令和元年度の意見募集の際にお示しした神戸市の考え方を再度示しています。

まず、眺望点であるビーナステラスとポーアイしおさい公園は、他の視点場からの景観形成にも有効であることから施策の対象としています。

3ページを御覧ください。

御意見No. 4に対する考え方の続きですが、眺望景観誘導基準は指定容積率等に見合った計画が十分可能な基準であり、経済的損失を生んだり民間の投資意欲を削いだりするような過度な規制ではないと考えています。

また、都市景観審議会のメンバーの固定化・形骸化を避けることが急務であるという御意見に対しては、審議会のメンバー構成についての考え方を示しています。

続きまして、御意見No. 5は、「さんちかや三宮中央通り地下通路のリニューアルの際に、バーチャル天窓を採用してみたらどうか」との御意見です。

これについても、基本計画の内容に関するものではありませんので「今後の施策の参考とさせていただきます。」としています。

次、4ページを御覧ください。この4ページ以降9ページまでのNo. 6から12の御意見は、基本計画の章ごとに御意見をいただいたものです。

まず、No. 6の御意見は、「計画更新にあたっては斬新な更新内容になることを希望す

る」という御意見で、第2章の（眺望型景観の類型）、（ウォーターフロント景観）、（歴史的地区、駅前空間）について述べられています。

「40年が経過しても変更がない」、「JR神戸駅前で新たな眺望景観の規制をして神戸の景観をがんじがらめにする」、「見晴らし型は神戸には不向きであり、見通し型景観を勧めるのがよい。」といった御意見ですが、これについては、「計画更新については、直面する課題に応じた対応はこれまでも行ってきた。眺望誘導基準は過度な規制ではないと考えている。JR神戸駅前再整備に伴い、新たな眺望景観誘導基準を定める予定はない。そして、見通し型、見晴らし型、シンボル型については重要な要素と考えており、今後ともその保全を図っていきたい。」という考え方を示しています。

続きまして、5ページを御覧ください。

「ウォーターフロントの物流上屋に関しては年代が古いからという観点では保存に適していない」、「駅前空間は企業側の提案をもとに実利に見合った計画の立案を求む」といった御意見に対しては、「歴史的建築物などの景観資源は、年代が古いという理由だけで保存するのではなく、その活用方法も含め取り組みを推進していきたい」、「駅前空間形成の形成にあたっては鉄道事業者などの民間企業とも連携しながら推進していきたい。」としています。

N o . 7 から N o . 12 の御意見は、第3章に関する御意見です。

6ページを御覧ください。

N o . 7 は建築観点以外からの景観政策として、色彩、音楽、ファッションについての御意見です。神戸市の考え方については、「色彩に関する具体的な基準は、地域・地区ごとの特性に応じて定めている。」こと、「景観を構成する要素は音楽などの人の行為や仕組みなども含み、第3章では、それらが大切な景観資源である、としている。」ことを示しています。

7ページを御覧ください。

N o . 8 は神戸三宮阪急ビルを貢献例として挙げながら、「夜間景観は、電球色を基本としつつ経済活動に必要な多彩さも必要である。」といった御意見です。

N o . 9 は屋外広告物の景観形成に関し、「最新の技術革新などが視野に入っていない。デザイナーの意見を取り入れることが肝要だ。」といった御意見です。

N o . 8 と N o . 9 に対する神戸市の考え方については、「見直しを予定している景観計画では、新たに夜間景観に関する基準を策定することとしている。御指摘のとおり、電球色を基調としながらも、地域特性に応じた基準となっているほか、事業者などの御協力をいただきながら、夜間景観に関する取り組みを進めていきたい。また、屋外広告物については、映像装置などの新技術にも対応することとしている。そして、専門家の御意見も聴きながら、地域団体や屋外広告物行政の担当部局とも連携し景観形成を推進していく。」としています。

続きまして、8ページを御覧ください。

N o . 10 は景観と経済、そしてN o . 11 は文化芸術から見た景観に関し、「神戸市への投資への影響はないのか。」「神戸市はエンターテインメント産業を下に見すぎている。」といった御意見です。

神戸市の考え方については、「景観計画等による規制は過度な規制とは考えていないこと、そして、文化芸術に関する御意見は今後の参考とさせていただきます。」としています。

9ページを御覧ください。

N o . 12 は眺望景観基準に関する御自身のお考えと、都市景観審議会の構成に関し、「多様化を含めて人選を考慮いただきたい。」という御意見です。

審議会の構成に関する御意見に対する市の考え方は、御意見N o . 4 と同様であり、その他の御意見も含め、「今後の施策の参考にさせていただく」としています。

最後に10ページを御覧ください。

N o . 13 です。「六甲山からの景色、景観についての考え方をもう少し打ち出してほしい。車から流れる景色や歩いて見える景色こそ神戸の景観の重要な要素なので、間伐などによって神戸のまちなみが見える景色を増やしてほしい」との御意見です。

神戸市の考え方については、見えかくれする景観も基本計画に重要な要素として位置づけていることに触れた上で、「六甲山の森林整備については、建設局が『六甲山森林整備戦略』を策定し、防災や景観向上等を目的にした間伐やハイキング道の修繕などに取り組んでおり、関係部局と連携しながら施策を推進したい。」としています。

これまで、意見の内容及び意見に対する市の考え方を御説明しましたが、「神戸市都市景観形成基本計画更新案」について、「修正すべき事項はない」と考えておりますので、原案の基本計画のとおり策定したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

更新案に対して、多岐にわたる御意見をいただいているようですけれども、委員の皆様、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

松村委員、お願いします。

**○松村委員**      パブリックコメントのN o . 4 とか、12 とかで、その辺りで委員の構成について御指摘いただいているのですけれども、私、市民という立場で参加させてもらっていて、なかなか市民がいる効果というのが見えにくいので、こういうふうな御意見をいただいているのかなと思いますので、より、そういうところで存在感を出せるように積極的に関わらせていただきたいなと思っておると、あとは、市民ならではの意見といえますか、そういうところがより求められているんだなということを非常に痛感いたしましたので、今までも特に遠慮しているとか、そういうつもりは全くないのですけれども、より、しっかりした意見を出していくというところが重要だなというふうに改めて思わせていた

だきましたということだけ、申し伝えておきます。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

変更案そのものというよりも、恐らく、この審議会であつたりとか、これにまつわる広報的な話みたいな、違うところで恐らく検討していく事項かなと思っております。ありがとうございます。

ほかに。山下委員お願いします。

**○山下委員**      眺望点の問題については、私も以前、一度景観審に参加させていただいておりましたので、あの当時は県庁の建て替えに関わって、ポートタワーが見えるとか見えないとか、そういう話もあつて、非常に議論が専門的かつすごく狭い範囲の議論だったなという気がするので、この4番のような意見が出るというのは、あながち、我々も言わんとしていることは分かるなと思います。

お伺いしたいのは、高度規制云々というのは、このいわゆる景観形成基本計画でもって縛るようなことではないのですが、一方で、やはり市長がタワマン規制というものを行いましたね。タワーマンションを規制するということに関して、非常に私の党のほうにも意見がたくさん出たのですけれども、やはり、高さ規制でもってまちの発展を止めていくというのはナンセンスだという意見がある一方で、ただタワーマンションを乱立させることに関しては私も賛成でございます、やはり都市というものは、いわゆる都市の機能というものがございます。だから、三宮の駅前というものは、産業や経済の中心であるべきだというふうに考えておりますので、そういった観点では、基盤の再開発、あるいはビルの更新時期が来ておりますので、福岡の天神ビッグバンのような、いわゆる規制緩和という方向に、やはりかじを切っていかなければいけないのではないかなというふうな思いがございます。

そこで、神戸市の考え方の中で、土地の高度利用を前提として、壁面の位置の制限など、特定の物件ごとに定める高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区などにおいては、高さや幅に関する基準は適用除外としておりますという回答がありますが、この部分に関して、先のいわゆるタワマン規制というものとの共存をどのように図っていくのか。あるいは、駅前の再開発というものを促進するための具体策というものを御回答いただきたいと思っております。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

山下委員、途中で、立場をちょっと確認したいのですけれども、タワマンの乱立は賛成という立場。

**○山下委員**      反対です。いや、乱立は反対です。

**○長濱会長代理**      反対ですよ。途中で賛成とおっしゃったので。

**○山下委員**      すみません。

**○長濱会長代理**      反対という立場ですよ。とっても重要な。

○山下委員 タワマンの乱立は反対でございます。

○長濱会長代理 反対という立場からの御質問ということですね。分かりました。

○山下委員 失礼しました。

○長濱会長代理 では、事務局から少し御回答というか、少し考えをお知らせ願いたいと思います。

駅前の恐らく、高度規制とか景観規制の話と、都市の経常的な再開発を含めた、そのバランスのところを神戸市としてどう考えているのかという、反対の難しい御質問かなと思いますけれども。

○上田担当部長 ありがとうございます。

山下委員にも前回の眺望景観の議論のときにも御参加をいただきまして、様々な御意見をいただいているところでございます。

今、お話のございましたように、眺望景観につきましては、一応高さを一定抑えるという形の基準を決めてございますけれども、御指摘のありましたように、様々な都市計画的な観点から配慮されているものにつきましては、適用除外ができるというような規定も合わせて置いてございまして、ここにございますように、必ずしも高さを一律に規制するような過度な規制にはなっていないところを考えてございます。

ということで、いずれにしても土地の高度利用というのは都心エリアにとって重要であると思いますので、そのところはしっかりと押さえた上で取り組んでいきたいというように考えてございます。

○山下委員 すみません。

○長濱会長代理 山下委員。

○山下委員 いま一つ、よく分からん答弁で恐縮なのですが、私が申し上げたいのは、いわゆる他都市にありますとおり、都心のビル街がそろそろ更新の時期になるわけですわ。で、いわゆる札仙広福、そういった支店経済とか、いわゆる支店が集積する都市というものの悩みというのは、そこから脱却したいと。ここを本社機能にしたいというふうな思いがあるわけでございます。で、結局そういったものを刺激するためには、やはり魅力ある都心をつくっていかなあかんということです。これは、市長の思惑と一致していると思うのですけれどもね。都市局さんだから、恐らく容積率とか、こういう話に議論を踏み込んでもいいと思うのですけれど、片や、でも結局、やはりタワマンとかの規制の根拠というのは、いわゆる高さの規制になってくるわけですよ。それを、うまいこと、こっちを緩和したらこっちもオーケーみたいになってしまうのは分かるので、そういったところをどう折り合いをつけていくのかというのを今の都市局としてのお考えをお伺いしたいのですよ。

よろしく申し上げます。

○長濱会長代理 いけますかね。はい、申し上げます。

**○鈴木局長** 眺望景観と土地の高度利用のバランスをどう取っていくのかという究極の問題かと思えます。タワマン規制につきましては、タワマンマンション自体の管理の在り方自体をどうしていくかという問題と、それから、神戸の都心部分の土地利用の在り方。特に、三宮の近辺につきましては、やはり業務系でありますとか、商業系に特化した土地利用を進めて、都市機能の高度化を図っていくべしということで、都心の一定の狭いエリアにつきましてはタワマン規制。その周辺地域にあっては、住宅は建てられるのですけれども、一定容積率の限度を設けて土地利用をしていただくというのがタワマン規制の基本的な考え方でございます。

一方、眺望景観につきましては、もちろん視点場という神戸の重要な視点から、いわゆる港でありますとか、神戸の魅力を将来にわたって維持活用していくという視点から、眺望景観を保全するという観点もまた重要な視点でございます。ただし全ての建物を一定頭を抑えるということではなくて、例外的な運用も認める、それが、高度利用地区でありますとか、特定街区でありますとか、都市再生特別地区ということで、都市計画的に深掘りされて、ここは例外として認めていいではないかというエリアについては、この適用除外しようかというのが今の考え方でございます。

**○山下委員** 分かりました。その答弁で十分でございます。

取りあえず、ここの区別がついてないんですよ、要は。だから、そういったところをここは景観の領分だからとここは都市開発の領分だからというふうにお話するのではなくて、ちゃんとフルセットで説明できるように、ふだんから議論を深めていただきたいと思う。

私はこの際申し上げたいのは、確かに、この三宮のまち、神戸の中では一番の繁華街、あるいはビジネス街であるのですけれども、やっぱり一つ一つの建物の規模は非常に小さいと思います。やはり、そういった点においては、他の政令指定都市と比較すると、やっぱり小粒感は否めません。そういった意味では、これからどンドンどンドンまちを更新していく中で、やっぱり建物の容積率とか、あるいは大型化ということも踏み切っていく必要があるかと思えますので、そういったところもしっかり準備なさって、何でもかんでも景観というもので、できないできないではなくて、ちゃんと議論をして、この三宮のまち、あるいは神戸のまちを発展させる、そういった物にしていきたいと、これを要望したいわけではございます。以上です。

**○長濱会長代理** ありがとうございます。

景観形成基本方針というのは、今、規制のことばかりが何か言われてますけれど、当然、誘導であったりという側面も持っていますので、規制だけの計画ではないですので、その辺り、当然都市的な再生も含めて、総合的に多分、あくまで道具なので、道具をどう使っていくのかというのは別途もう少し大きいところで議論を総合的にしていったほうがいいかなと思います。

ほかに、御意見等あるでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、ほかにはないようでしたら、原案どおり基本計画の策定を進めていただくよう、よろしく願いいたします。

続きまして、議事2に移っていきたいと思います。神戸市景観計画の見直し案についてということで、事務局から説明をお願いできたらと思います。

**○福本担当係長**　続きまして、議事2　神戸市景観計画の見直し案について、御説明いたします。

景観計画の見直し案につきましては、基本計画同様、これまで議論を重ねてまいりまして、昨年12月、前々回の審議会におきまして素案について御審議いただき、本年4月、前回の審議会において新たに追加する「夜間景観形成基準」、「税関線沿道都市景観形成地域の見直し」について審議をいただいたところでございます。

このたび、パブリックコメントを実施するに当たりまして、「景観計画（見直し案）」についても改めて取りまとめをいたしましたので御説明をさせていただきます。

本日の資料といたしましては、議事2－資料1が「見直しの概要」、議事2－資料2が「景観計画（見直し案）」本編ということになっております。

まずは、資料2、本編のほうの見直し案の表紙をめくっていただきまして目次を御覧ください。前面スクリーンにも映しておりますけれども、お手元の資料を御覧いただければと思います。

景観計画はまず序章がありまして、第1章が「景観計画の区域」、第2章が「地域・地区の景観計画」、第3章が「景観上重要な建造物の指定等」という3章構成になっております。

冒頭、御説明しましたように、計画の内容そのものについては、これまで審議いただいたものから変更するものではありませんので、本日は資料1の「見直しの概要」の資料をもって御説明をさせていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。

景観計画の見直しについては、主に5つの項目があります。

まず1点目「景観計画区域の拡大」について、景観計画の第1章に規定するものです。

神戸市ではこれまで、景観法と神戸市都市景観条例のそれぞれの規定に基づき、地域や地区を指定し景観に関する届出制度を運用してきました。このことにより、分かりにくく複雑な体系となっていたことから、今回の見直しでは都市景観条例に基づく地域・地区における届出制度を廃止するとともに、景観法に基づく景観計画区域を拡大し、法の届出制度に一本化します。

ページ下段の「見直し前後の区域、地域・地区の比較」を御覧いただくと、太い線で四角で囲っておりますけれども、景観法に基づく「景観計画区域」が一部だったものから、全域になるということが御理解いただけるのではないかなと思います。

続きまして、2ページを御覧ください。

2点目は「夜間景観形成基準の策定」について、景観計画の第2章で各地域・地区ごと

に規定するものです。

前回の審議会において審議いただきましたとおり、今回の見直しでは、神戸らしい夜間景観の形成を目指し、良質な光の誘導を図るため、景観計画区域全域の大規模な建築物・広告物や、重点地域・地区内の建築物・広告物に対して、夜間景観形成基準を新たに策定します。

3 ページを御覧ください。

3 ページでは、具体的な基準として、①大規模な行為にのみ適用される「景観計画区域全域の基準」、②重点地域・地区ごとの特性に応じて適用される基準について、新たに適用される基準をまとめております。

次に、4 ページを御覧ください。

見直しの5つの項目があると申し上げましたうちの3点目です。「税関線沿道都市景観形成地域の変更」について、景観計画の第2章の2-4-1に規定するものです。

前回の審議会において審議いただきましたとおり、今回の見直しでは、「景観デザインコード」を構成する「景観形成基準」を担うものとして景観計画を変更し、先に策定した「景観形成方針」の考え方の実現に向け、当該区域内の建築物や工作物、屋外広告物の景観誘導を図ります。

1 ページ飛んで、6 ページを御覧ください。

こちらが区域図ということになります。従来の税関線沿道の区域を黒のラインで示していますが、三宮駅前を追加し、拡大する区域線の部分を赤の線で引いています。

そうしましたら、1 ページ戻っていただき、5 ページを御覧いただけますでしょうか。

5 ページは、計画の変更内容をまとめております。

②区域というところに記載しておりますとおり、この地域を5つにゾーンを分け、それぞれに方針や基準を設けることで、計画敷地の地域特性に応じてきめ細やかな景観誘導を図ります。また、④景観形成基準に記載のとおり、ゾーン④及びゾーン⑤における建築物及び工作物に関する基準を追加いたします。

次に、7 ページを御覧ください。

4点目は、「その他の方針、基準等の見直し」です。景観計画の第2章で各地域・地区ごとに規定するものです。

これまで地域・地区ごとのガイドライン等に記載していた事項については、基本的に現行の方針及び基準を踏襲していますが、一部を見直し、変更いたします。

例えば、須磨海浜公園の景観形成基準の建築物等の色彩について、適用除外とするただし書きを追加しております。その他の地域・地区においても同様に一部を見直し、変更いたします。

また、ページ下段の(2)に記載のとおり、今年度に予定されている、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更にあわせて、区域の境界を調整いたします。

続きまして、8ページを御覧ください。

最後の5点目は、「景観上重要な建造物等の指定等」について、景観計画の第3章に規定するものです。

神戸市では、平成16年景観法の制定以前より、都市景観条例に基づき景観形成上重要な建築物等を指定し、保全・活用を図ってまいりました。今後は、景観法と都市景観条例それぞれの指定制度を一体的に運用し、景観上重要な建造物等の幅広い保全・活用を促します。

ここまで、資料1で景観計画（見直し案）の概要を御説明しましたが、冒頭御説明いたしましたように、議事2－資料2景観計画（見直し案）につきましては、前々回の審議会において素案としてお示ししたものに、前回の審議会で御審議いただきました「夜間景観形成基準」、「税関線沿道都市景観形成基準の変更」の内容を盛り込んだ案ということになっています。

以上、景観計画（見直し案）を御説明しましたが、本日、御審議いただきました後に、パブリックコメントを8月頃に実施し、次の審議会において、パブリックコメントで寄せられた御意見等に対する神戸市の考え方を整理したものを御審議いただき、策定の手続を進めてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

継続的に、この審議会で御審議いただいている事項かと思えます。見直し案、今日は5つのポイント、概要説明がございましたけれども、御質問あるいは御意見などございましたでしょうか。

**○長濱会長代理**      大かわら委員ですね。お願いします。

**○大かわら委員**      すみません、この資料の4ページ、5ページのところで、税関線沿道都市景観形成地域の変更というところなのですが、三宮駅周辺の区域を拡大すると、そこを入れて拡大するというので先ほど言われていましたが、ここの基準のポイントのところ、多彩な「まち」の個性がにじみ出す神戸らしいまちなみの形成を図るということが、ポイントとして挙げられています。ちょっとここら辺が、具体的にどういうまちなみの想定をされているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。すみませんお願いします。

**○長濱会長代理**      詳細については恐らく、議事4の景観デザインコードのところに出てくると思いますが、取りあえず、御回答というか、説明は可能でしょうか。

**○上田担当部長**      基準のポイントと書いてございまして、右側に例示の図面というか、絵が載っておりますけれども、連続性や一体感のある洗練されたまちなみの形成を図るということで、右のところでは壁面地とか軒線の誘導等によって、よりまちなみが一体的に見えるような、そういったまちなみをつくっていくという表示にしております。

それから、2点目の多彩な「まち」の個性がにじみ出す神戸らしいまちなみの形成を図るということで、これは、神戸らしいということで、特に、海や山とか、空への眺望、そういったものを生かしたまちなみをつくっていきたいというところがございます。

それから、都心のにぎわいが拡がる解放感とゆとりあるまちなみの形成を図るということで、これは、主に低層部等公共空間と沿道建築が一体になって、にぎわいが形成していくというようなことを示したものでございます。

**○長濱会長代理** どうぞ、大かわら委員。

**○大かわら委員** すみません、ここに書いてあるとおりであったのですが、もうちょっと具体的なことがあるのかなと思ってお聞きをしたかったのですが、先ほどおっしゃったようにデザインコードのところでお聞きしたほうがよかったのかもしれないですが、いかに眺望を確保していくかというところなのですかね、神戸らしさというところでは、そこにかかっているということですかね。私、神戸らしさがどういうものなのかをちょっとお聞きをしたいのです。

**○上田担当部長** すみません、ちょっと今、画面のほうで示させていただいておりますけれども、景観計画見直し案の91ページのところに、税関線・三宮地区の地域特性に応じた考え方ということで、少し詳しく載せてございます。

その中で、神戸らしいということと言うと、各ゾーンそれぞれのところでキーワードが出てくるかと思っておりますけれども、一番上のゾーン①から⑤というのは、この区域全域のことを示しております、やはりこの全域になりますと、海と山と周辺のまちをつなぐというところが、やはり神戸らしさにつながっているのではないかなというところでは、

ゾーン④、⑤でいきましたら、そういった空間の連続性ととも、やっぱり都心部が含まれてくるということで、人が主役のにぎわいといったものも、これも神戸らしさの一つの特徴かなと考えてございます。

さらにはゾーン④というのは、さらにこの都心に絞ったところでは、まさに駅まち空間の中心的なところ、これを神戸の顔として印象づけるような景観計画をしていきたいということを示しております。

**○長濱会長代理** 恐らく、大かわら委員はもう少し具体的にどういうことだという質問だと思います。

**○大かわら委員** そうですね。

**○長濱会長代理** 神戸市の景観計画レベルでは、今、事務局が読み上げましたけれども、大きな方針、神戸らしくない風景をつくっていきましようということではないでしょうから、神戸らしい風景というのは、恐らく皆さん、異議があるところではないと思います。景観計画の中ではこういうことで、恐らくは御質問の意図は、具体的なデザインコードレベルだと思いますので、それを具体的にどう実現するつもりなのかという御質問だと思いますが、後ほどの議事4のところの説明があると思いますので、そちらでまた、御質問い

ただけたらと思います。

**○大かわら委員** 分かりました。

**○長濱会長代理** ほかに御意見等、ございませんでしょうか。

では、山下委員お願いします。

**○山下委員** 6ページを出してもらえますか。

6ページの地図を見て、ちょうど今、西側の一番端っこの線が、多分トアロードだと思うんですね。トアロードのところ、トアロードの下のところ、え、違うか。違うな、生田神社の下やな。生田神社の下のところ、引いてあるのですけれど、要するに、トアロード、鯉川筋とありまして、恐らくゾーンの線の引き方というのは、今まで議論はあったんだろうと思うのですけれども、別にトアロードで引いてもいいんじゃないかと私は思うのですが、あるいは、鯉川筋まで広げてもいいんじゃないかなと思うのですけれど、この西側のラインをここで切った、その判断基準みたいなのは何ですか。

**○長濱会長代理** お願いします。

**○上田担当部長** 御指摘の赤のラインの一番左側の西側のラインの根拠でございますけれども、今回、拡大したエリアということなのですけれども、これは、先ほども御議論ありました都心の中に住宅を禁止しております、都心機能高度集積地区という都市計画のラインに合わせてございまして、あとは、都心三宮再整備の中でも、えき〜まち空間と想定している範囲が大体この辺りであるとか、あと、地区計画を決めているのもこの範囲であるとか、そういった都市計画との整合性を重視をしまして、今回、景観の重点地区として設定をしているという考え方でございます。

**○山下委員** 言いたいことは、先ほどの質問で言いましたので、全く同じことなのですけれども、結局、この再開発をするエリアというのは、一体誰がどのように決めたのかということになるのですよ。結局、このラインの内側と外側だからという話になってくるのですけれども、私は何度も申し上げて恐縮ですけれども、三宮の駅前をしっかりと再開発していこうということであれば、その分、そういった範囲という議論をもうちょっとしたほうがいいと思いますし、これは逆ですね、結局、いわゆる都心機能高度集積地区のラインに合わせているということですよ。もっと実のある深掘りした議論をすることによって、しっかりと地区のラインに説明がつくようお願いをしたいので、意見だけ申し上げておきますね。

**○長濱会長代理** ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

ではないようでしたら、こちらで意見も踏まえて景観計画の策定に向けて手続を進めていただくよう、よろしくお願いたします。

では次に、議事3に移りたいと思います。神戸市都市景観条例の全部改正案についてということです。事務局から説明をお願いいたします。

○福本担当係長 議事3 神戸市都市景観条例の全部改正案について、御説明します。

景観条例につきましても、先ほどの景観計画同様、これまで議論を重ねておりまして、昨年12月、前々回の審議会において、「条例及び施行規則改正の骨子」について審議をいただいております。

本日は、これまでの審議を踏まえて、「都市景観条例の全部改正（案）の概要」を取りまとめましたので、御説明をさせていただきます

なお、条例改正につきましては議会での議決事項となりますので、審議会では条文そのものではなく、条例改正の考え方等について御審議いただきます。

資料につきましては、議事3－資料1が景観条例の全部改正（案）の概要、資料2が条文対応関係及び現行条例をまとめたものになっております。

本日は、資料1を使いまして条例改正の概要を御説明させていただきます。

これまでの御説明同様、前面スクリーンにも映していますが、基本的にはお手元の資料を御覧いただければと思っております。

資料1の1ページを御覧ください。

改正案第1章「目的、定義等の条文の変更・整理」についてです。（1）目的では、現行条文の目的の表現を見直します。（2）定義では、条文の廃止・移行に伴う定義の削除、あるいは、新たに「市民等」を定義します。（3）都市景観形成基本計画の策定について規定いたします。（4）市及び市民等の責務について、条文を整理統合いたします。こういったところをまとめたページになっております。

次に、2ページを御覧いただけますでしょうか。

現行条例第2章及び第5章の一部「都市景観条例に基づく地域・地区の指定による届出の廃止」についてです。

議事2の景観計画でも御説明しましたが、都市景観条例に基づく地域・地区における届出制度を廃止し、景観法に基づく景観計画区域における届出制度に一本化するために、現行の条文を廃止します。

廃止後の取扱いについては、例えば、現行の「都市景観形成地域等の届出」については、景観法に基づく景観計画に景観計画区域の中の重点地域・地区として定め、それぞれの地域・地区ごとに景観形成方針や景観形成基準等を定めます。

3ページを御覧ください。

改正案第2章「景観計画の策定に関する規定の追加」についてです。

都市景観条例に基づく地域・地区の指定は廃止しますが、景観法に基づく景観計画において、引き続き重点的な地域・地区として位置づけるため、条例に景観計画の策定についての規定を追加します。

4ページを御覧ください。

改正案第3章「行為の届出等に関する条文の変更・追加・整理」についてです。

(1) 届出対象行為等の変更については、景観法の規定に基づき、「届出を要する行為」「届出を要しない行為」として規定します。

①では重点地域・地区等の、建築物の建築等、工作物の建設等、土地の形質の変更などについて、届出を要する行為、要しない行為について、変更点をまとめています。

続きまして、5ページを御覧ください。

②では景観計画区域全域の届出を要する行為、要しない行為の変更点をまとめています。

(2) 特定届出対象行為の変更については、現行では大規模な行為のみを定めていましたが、届出が必要な行為全てを対象行為とします。

下段の(3) 手続に必要な規定の追加として、これまで運用で行っていた事項を条例に規定します。

次に、6ページを御覧ください。

(4) 景観デザイン協議に関する条文の体系の整理等についてです。

景観デザイン協議に関する条文については、これまで、第6章の2として規定していましたが、行為の届出の前段階に要請していることから、「行為の届出等」と同じ第3章の第2節として規定します。

また、計画段階と設計段階とで分けて規定している条文等を整理し、分かりやすくします。

なお、規定の趣旨、内容を変更するものではありませんが、一部地域及び定義について変更を行います。

7ページを御覧ください。

改正案第4章「景観上重要な建造物等の指定等に関する条文の追加・変更」についてです。

議事2の景観計画でも御説明しましたように、景観法と都市景観条例それぞれの指定制度を一体的に運用するため、必要な手続等の条文を追加します。

また、これまで運用してきた都市景観条例に基づく「景観形成重要建築物等」の指定制度については、「神戸市指定景観資源」に変更し、規定の一部を変更します。

8ページを御覧ください。

さらに、景観法に基づく「景観重要建造物」も建築基準法の適用除外の規定の対象とするよう変更します。

なお、答申の内容を踏まえ、骨子段階では「景観資源の登録」を新たに設けることを検討していましたが、文化財行政において「神戸歴史遺産」の認定制度が制度化されたことから、今回は登録制度を設けることは見送ることといたします。

9ページを御覧ください。

現行条例第4章「伝統的建造物群保存地区に関する規定を文化財条例へ移行」についてです。

都市景観条例制定時から現在に至る状況の変化、また、保存地区における保存計画を定める所管も文化財行政の担当部署が担っておりますことから、伝統的建造物群保存地区に関する規定は文化財条例へ移行します。

そして最後、10 ページを御覧ください。

最後に、その他として、現行の条例第6章以降については、他の章の規定の廃止により不要となった文言の削除や整理等以外の変更点をまとめています。

説明は以上ですが、本日、御審議いただきました後、景観計画同様、パブリックコメントを8月頃に実施いたしまして、今年度の市会におきまして「都市景観条例の全部改正」について上程したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

恐らく、議事2の景観計画の見直し案とともにということだと思えます。景観法と景観条例、その関係性ということで条例の改正案ということになるかと思えます。

御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

大かわら委員お願いします。

**○大かわら委員**      すみません、市民等ということの考え方について、お伺いしたいのですが、この定義辺りを見ていましたら、市民という中に設計・施工業者や事業者と一緒に含まれると。一般の市民の方と同列という定義づけにされているということだと思のですが、ちょっとその辺が違和感を覚えるんです。例えば、地域で生活している住民の方と、ビルやマンションとか、建造物を造る設計・施工業者ですとか事業者とでは全く立場が違うわけですね。例えば、設計・施工業者や事業者が大きなマンションなどを建築することが、もともとの景観がそういうことで悪くなってしまうなどの被害を受けるのは地域の住民ですし、相反する立場にあると思うのですが、それが、一緒の市民ということでくくられることに、ちょっと違和感を覚えるのですがいかがでしょうか。

**○長濱会長代理**      市民等の等を含めてですかね。この定義の意図ということを少し御説明をいただけたらと思えます。

**○上田担当部長**      その点につきましては、部会でもかなり議論をいただいたところでございまして、一般の市民とそれから事業者等、その辺で役割が異なるのじゃないかということで、非常に重要な御指摘だと考えております。

ただ、ここの市民等につきましては、あくまでも景観を形成する主体という意味合いを考えておりまして、住民の方以外にそういった専門家も含めて、景観形成する主体であるという意図から、ここに書いてございますような、住民以外の働く人、学ぶ人、それから、事業を営む人、そういった方々を含めて市民等を新たに定義をしているところでございます。

なおこの市民という定義につきましては、神戸市のほかの条例でも同じような趣旨での

定義づけがございまして、そちらも参考にしてございます。

**○長濱会長代理** 大かわら委員。

**○大かわら委員** 先ほど言いましたように、相反する立場である市民のほうは、事業者の方ですとか、その施工業者の方と比べて、やっぱり立場的にかなり弱いと思うんですね。だから、そういうところを補強するようなものが盛り込まれなければ、ちょっと同じ責務を負うということだけでは、私には不十分なような気がします。例えば、住民にとって良好な景観を保護したり形成できるような、そういう今よく言われてます景観権みたいないなところが譲るようなものが、考え方として盛り込まれるのであれば、まだ一緒に並べても分かるのですが、それがなくままに同等ということ、ちょっとどうなのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。そういう、例えば景観権みたいないところがね、部分が盛り込めないのでしょうか。

**○長濱会長代理** では少し、角松委員からお願いします。

**○角松委員** 今回の御指摘の点、すごく重要な御指摘だと思いますけれども、私の理解している限りでは、今回の条例改正というのは、基本的な内容は過程を変えずに、規定ぶりを整理していくというふうな観点からされたものではないかなと思っております。

現行ですと、今、事務局から指摘がありましたとおり、市民、事業者及び専門家というふうな規定の仕方になっておりまして、そこに、例えば施策に協力する。要するにそれぞれは、それぞれの立場で景観のほうに携わっていくんだよという観点からの視点だということですので、そこでは広めに市民等としてまとめるしかないんじゃないかなと思います。ただ、今、御指摘のように、そこに様々な利害対立があるとか、あるいは、参加するにおいても、立場の違いがあるということこそ自体は事実かと思いましたが、今後の景観情勢を含めていく中で、それぞれの役割みたいなものをより明確なビジョンを持てるならば、将来的なものとしてそれはあり得るのかなというふうに思いました次第です。

**○長濱会長代理** ありがとうございます。

大かわら委員。

**○大かわら委員** 今回の御説明で分かりました。やっぱり、将来的ということでもおっしゃっていただきましたが、そういう視点も含めて、これからは必要になってくるのではないかなと思いますので、ぜひ要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○長濱会長代理** ありがとうございます。

いい議論かなと思います。大きな意味での市民ということで、やっぱり景観を支えていく必要があるということかなと思います。小さな市民という書き方だと、逆に対立構造を生むというのもあるので、先ほどちょっと途中で住民とおっしゃいましたけれども、住民だけではなくて、恐らく、いろんな企業を含めて、専門家を含めて、総合的に多分やっていかなあかんというところかなと個人的には思っています。いろいろ議論はあるかと思えます。

ほかに、御質問、御意見あるでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、条例改正に向けて手続、パブコメですかね、次のステップは。進めていただくよう、よろしく申し上げます。

では次に、議事4に移っていきたいと思います。先ほども少し、概要がありましたけれども、景観デザインコード（税関線・三宮駅前）についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

**○西山担当係長** では続きまして、議事4 景観デザインコード（税関線・三宮駅前）について御説明させていただきます。

資料は、お手元の資料、「議事4－資料」です。A3のホチキス止めの資料になります。

また、前面スクリーンでは、説明箇所が分かるように表示いたしますけれども、基本的にはお手元の資料を御覧いただければと思っております。

それでは、資料を御説明いたします。

「1. 目的と背景」ですが、「景観デザインコード」とは、神戸三宮「えき～まち空間」基本計画に基づいて、官民が連携しながら神戸の玄関口にふさわしい空間の創出を目指すため、公共空間に備えるべき役割や機能、周辺建築物等の在り方などを示すものです。

これまでの審議会において、「景観デザインコード」のコンセプトとなる「景観形成方針」、景観法に基づく景観計画である「景観形成基準」について、御審議いただきました。

本日は、基準化になじまない誘導事項等である「ガイドライン」の案について、検討内容を御説明させていただき、御意見いただければと考えております。

「2. ガイドラインの考え方」ですが、ガイドラインは、「景観形成基準」の目安や補足、目標像を示すもので、写真やイメージ図等も用いて考え方を示します。

また、ガイドラインでは、基準の目安や補足となる事項を示す「誘導」と、目標像を示す「推奨」に分類し、図のとおり景観形成基準と合わせ「規定強度」という考え方を示します。

次に、「3. ガイドラインの構成」ですが、3つの「景観形成の基本方針」を実現するため、本日の説明資料では、「建築物の形態や壁面デザイン」など6つの項目を分けて示しております。

次に、「4. 区域図」です。地図を載せておりますが、先ほども御説明させていただきましたとおり、黒の太線のエリアが現在の景観計画区域（税関線沿道都市景観形成地域）ですが、前回の審議会で御説明しましたとおり三宮駅周辺については赤線まで区域を広げます。合わせて①から⑤のゾーンの範囲の整理や、景観形成道路、景観形成街角を追加いたします。

続いて裏面、2ページ目ですが、こちらが「5. ガイドライン案」になります。

左の表が本日御説明する「ガイドライン」の案です。右の表は、前回の審議会や、本日の議事2でも御審議いただきました「神戸市景観計画(見直し案)」のうち、税関線・三宮

駅前地区の景観形成基準を掲載しております。

また、ガイドライン案の表の見方ですが、表の一番左の列に「項目」という欄を設けておりますが、この項目ごとに右に、「ゾーン」ということで、先ほどの区域図にも記載しておりましたゾーン①から⑤のうち、誘導事項が該当するゾーン番号を記載しています。「全て」と書いているものは、全てのゾーンに係る誘導事項となっております。次に、推奨か誘導かの「規定強度」、最後に「誘導事項等」という順で記載しております。さらに、「項目」は、右の景観計画案の表にも対応しております。

本日は、これら誘導事項の中からかいつまんで御説明いたしますが、本日の配布資料には便宜上、表の左の欄外に1-1や1-2といった番号を記載しております。

それでは、まず、(1) 建築物の形態や壁面デザインについてです。

ここでは、神戸らしい高質な建築デザイン、壁面や軒線などの連続性、海や山、空への広がり形成するための誘導事項を示しております。

まず、番号1-2では、【まちなみの連続性】に関して、「周辺の建築物との壁面の位置や軒線、スカイラインの連続性に配慮した形態意匠とする」であるとか、【色彩】に関しては、1-11「山の緑が引き立つような色彩とする」や、「アクセントカラーの使用はできるだけ低層部にとどめ、使用する場合も面積・色数・彩度等を抑える。」といった考え方を示しています。

表の下には【事例写真・イメージ図】を載せておりますが、左から2つ目の写真は、壁面や軒線が連続し、さらに高層部が後退しており連続性のあるまちなみを形成している例でございます。

次に、3ページ目、(2) 低層部や外構の設えについてです。

「えき」から「まち」などへのにぎわいの広がりや、建築物の低層部や公共空間の一体的な設えによる居心地よい空間を創出するための誘導事項を示しています。

ガイドライン案では、【まちなみの連続性・にぎわいの形成】に関して、2-1「景観形成道路B(三宮クロススクエア)に面した建築物内部に設置し、主に沿道の通行者に向けて掲出するショーウィンドーや掲出物は、神戸の玄関口にふさわしい質の高いデザインとする。」でありますとか、2-3「舗装について、道路や隣接地と調和する素材、色彩、パターンとするなど一体的なデザインとする」といった誘導事項を設けております。

下の【事例写真】の右から2つ目の写真は、官民一体感のある舗装デザインで、さらにテラスを設け、にぎわいのある空間を創出している例を載せております。

続いて、4ページ目になります。

(3) 主要な街角のデザインについてです。主要な交差点では、神戸の新しい玄関口となり、海・山、東西方向のまちのつながりを感じることのできる街角景観を形成するため、ガイドライン案ですが、3-1では、【壁面のデザイン】について「景観形成街角を形成する部分は、交差する通りの向こう側を予感させるよう、視認性の確保やコーナー部分に配

慮したデザインとする。」といった誘導事項を設けます。

下には、街角にひらいたコーナーデザインの事例写真を載せております。

次に、(4) 緑化、建築設備や工作物等への配慮についてですが、花と緑により「まち」に彩りを与え、また、工作物等にも配慮し、上質なまちなみを形成するため、ガイドライン案ですが、4-1は、推奨として「壁面緑化や屋上緑化など、緑のうるおいが感じられる工夫を積極的に行う。」、4-5は、「日よけテント等を設ける場合は、広告・サイン等を抑え、建築物や周辺環境と調和するような大きさ・形状・色彩とする。」といった誘導事項を設けます。

下の事例写真では、緑のうるおいが感じられる壁面緑化の例を載せております。

続いて5ページ目は、(5) 屋外広告物についてです。

地区や通りの特性に合わせ、落ち着いたある景観やにぎわいのある景観を演出し、まちの情報発信などに寄与するものとなるよう、ガイドライン案ですが、「全ての広告物」に関して5-2は色彩について、「色数を少なくし原色の組み合わせは避ける」であるとか、「壁面広告物」では、5-9で「複数の壁面広告物を掲出する場合できるだけ集約させる。」「突出広告物」については、5-12で「低層部に連続して設けるなど、複数の突出広告物を掲出する場合は、大きさや形状などのデザインを揃える。」といった事項を設けます。

下の事例写真の一番右の写真は、大きさや形状がそろったバナーフラッグにより低層部の連続性やにぎわいを演出している事例です。

最後に6ページ目、(6) 夜間景観・映像装置についてです。

ここでは、神戸の玄関口、海と山をつなぐシンボルロードにふさわしい、にぎわいのある上品な夜間景観を形成し、また、映像装置については、設置位置や表示内容などの誘導により、良質な景観形成を図るための誘導事項を示します。

ガイドライン案ですが、まず「夜間景観」について、「建築物」では、6-1「建築物の低層部や外構の照明は、公共空間の光と調和のとれたものとする。」や、色温度については、6-2「落ち着いた温かみのある電球色を基調とし、3,000K以下とする」といった事項を設けております。

さらに「映像装置」については、配置や位置・明るさ・コンテンツなどによっては景観に与える影響が大きいことから、6-7「推奨」として、配置・位置については「建築物の高層部の壁面及び屋上への設置は控える。」や、6-11はコンテンツについて、「地域情報、観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報や、まちの魅力を向上させる映像等を提供することが望ましい。」といった推奨事項を設けております。

下の一番左の事例写真は、公共空間との調和の取れた照明により、心地良い空間を演出している例でございます。

かいつまんで御説明いたしました、「ガイドライン」では、このような誘導事項等を設

けていきたいと考えております。

引き続き内容を調整し、最終的には、「景観デザインコード」を構成する「景観形成方針」や「景観形成基準」とセットにし、民間事業者にも分かりやすい形で取りまとめ、この考え方に基づいて計画いただけるように誘導していきたいと考えております。

本日は、「ガイドライン」の現在の検討内容について、御説明させていただきました。議事4の説明は以上となります。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

今日の議事の景観計画であつたりとか、都市景観形成基本計画からずっとブレイクダウンした、実効性のあるデザインコードということの位置づけかと思ひます。御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

浦上委員、お願いします。

**○浦上委員**      ずっと下の写真も非常に美しく整えられていて、結構なことやないかと思うのですが、これをつくって、みんながこういう感じでいいまちをつくっていくということになればいいのですが、中にはちょっと変わった人が出てきて、わしはこんなふうにするねんということが出たときに、いやいやこういうふうにしてくださいというふうな、指導するとかオンブズマンと言ひますか、ガードマンと言ひますか、おかしいやないかというような、そういうことは誰が担当するんではしたかね。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

これは、デザインコードですので、これの運用方法ですかね。景観デザイン協議であるとか都心三宮デザイン調整会議などの仕組みかなと思ひます。御説明お願いします。

**○上田担当部長**      このガイドラインの運用につきましては、やはり専門家の方の御意見を十分いただきながら進めていきたいと、そして、事業者も一緒に行政と専門家という中で協議をしながら、できるだけいいほうに向かつていくような形で協議を進めていきたいと考えています。

**○長濱会長代理**      はい。

**○浦上委員**      よく我が久元市長さんは、まちに気に入らないことがあると、自分でツイッターによく書いたりするんですよ。御存じやと思ひますけれども。三宮のあそこ、ちゃんとしようとしているのに、変な企業がおるみたいなことを市長が書かんで済むように、いろいろ指導していただければありがたいなど、それだけ申し上げておきます。

ありがとうございます。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

補足として、従来の景観デザイン協議に合わせて、プラスで「えき≈まち空間」を対象とした都心三宮デザイン調整会議というか、ダブルで、会議が係っているのだから、従来のエリアよりは、より誘導していく体制になっているかなと思ひます。

ほかに、御意見、御質問等ございましたら。

松下委員、お願いします。

**○松下委員** ちょっとこの具体的な内容は異なるかもしれないですけども、ちょうど私も、この土曜日にまちあるきのイベントでこの辺りをずっと歩き回っていたんですけども、コロナの影響もあってか、路面店の非常にいい場所にあるお店がクローズしていて、中が見えないように覆いをされているような店が非常にたくさんありまして、ちょっと驚きながら見ていました。

一方で、市役所2号館の工事中の仮囲いに最果タヒさんの詩を書いているらっしゃって、それを見ながら、みんなまちあるきを楽しめたということもありまして、一時的なことかもしれないですけども、工事中あるいは空き店舗になったところに対する何かの打つ手があればいいのかなというふうに感じました。

以上です。

**○長濱会長代理** ありがとうございます。

経済的支援を含めてということとか。

ほかに、御意見、御質問。

じゃあ、お願いします。清水委員。

**○清水委員** 少し違う観点からになってしまうかも知れません。もし、適切でなかったら申し訳ないんですけども、この全体的なことで、今やったらSDGsに沿っているということがすごく大事になってくると思うんですけども、こういうガイドラインとか、今日のほかの分でもいいんですけども、どれに対応しているとか、こういうことを考えながらやっているとかという視点を見せていくことで、市民の了解も得やすくなるのではないかなと思います。

以上です。

**○長濱会長代理** ありがとうございます。

いい御指摘というか、当然、エネルギーの問題であるとか、交通を含めてSDGsというのは、多分、全体のグローバルな観点から恐らく評価していく必要があって、当然、この景観を含めて、デザインコードを含めて、そことどうひもづいているのかというのは、多分、見える化していくほうがいいかなと。

では、山下委員。

その後、大かわら委員ですね。

**○山下委員** すみません、ガイドラインについて質問が2点あります。

1点が、フラワーロード沿いというのは、言わば三宮の目抜き通りに当たるわけですから、当然、先ほど御指摘のあったSDGs等、あるいは社会の要請等に即したものでなければいけないという観点から、まず、緑化や建築設備や工作物への配慮という部分ですね。ガイドライン案においては、壁面緑化や屋上緑化、あとはいわゆる景観形成道路に面する部分の上質な緑化ということで、本当にそちらのほうを指摘しているのは正し

いことだと思うのですが、私は一方で、いわゆる都市におけるヒートアイランド問題というものも大切な視点かと思っておりますので、木質化というものを視点に加えていただきたいと思いますと思っているのですけれども。といいますのは、今回の市役所の再開発の中でも中央区役所になる部分の建物、その部分に表面から見てもしっかりと木質化が分かるように、そういった設計をお願いしますということを我が党からも要請いたしまして、その点、基本的な神戸市の方針として、公共建築物における木質化というものは一定進んできたかと思うのですけれども、これを景観デザインコードにまで落とし込んでいただいて、神戸らしい景観というものが今ちょっと議論がありましたけれども、神戸というまちにいかにか落とし込むかということをテーマとして、何とか景観からお手伝いできることはないかということを考えてときに、やはり木質化という視点は必要ではないかと思っておりますということで、質問をしたいと思っております。

まず1点目、お願いします。

**○長濱会長代理** ではお願いします。

**○上田担当部長** 御指摘の木質化の件でございますけれども、昨今、防災性能等の技術が非常に向上しているかと思っております。ということで、おっしゃいました中央区役所のところに取り入れられたり、あと、最近では三宮のデッキのコンペでも木材が活用されたりということがございまして、徐々に木材利用は進められているのかなという認識がございませう。一方では、維持管理の面でありますとか、昨今、いわゆるウッドショックがありますから、コスト面等についても課題はあるかなというふうな承知はしてございます。

ただ、御指摘のように、木材は利用が最近進んでいる材料でございますし、温かみのある自然素材ということですので、取り入れていくことが重要かなと考えてございます。このデザインコードの中でどんなふうに取り扱えるのかということについて、一度検討してみたいと思っております。

**○長濱会長代理** お願いします。

**○山下委員** 今の御指摘の維持管理やコスト面の課題とおっしゃいますけれども、それを言うならば、街路樹の維持管理というものも、やはり一定お金がかかるものでございまして、当然、そういった維持管理という視点で議論するのは、あまり健全ではないかと思っております。

それよりも、当初申し上げましたとおり、神戸のまちなみ、あるいは神戸という都市をいかに内外にアピールしていくかという観点で考えたときに、いわゆるこういう木質化というものは一つ大きなテーマになると思っております。実は、久元市長もおっしゃっていますけれども、結局後ろに豊かな六甲山の景色があるわけです。六甲山を見せといて街路樹がいっぱいあるというのも、それもまたおかしな話だよねということ、やはり議論としてありましたので、一定、その街路樹も見直していこうという方向に今なっているので、そのところ、フラワーロード沿いはこういうふうにするんだという。あるいは、それを補完

するために木質化を進めるんだと、そういったバランスのよいガイドラインとなることをまず期待したいと思います。

あと、もう一か所、これはほんまに意見でいいです。というか、答弁は求めないのですが、先ほど指摘があったウッドデッキ等をまちなかでお休みができる場所が神戸市も大分増えてきまして、あれ非常に評判がいいんですよ。フラワーロード沿いというところをまた見つめ直してみたときに、休めそうなところはたくさんあるんです。ベンチも置いたりとか、腰かけられそうなところはたくさんあるのですけれども、やっぱり全体的に見ると、まだ少ないと思います。なので、そういったところも含めて、先ほどの木質化の議論と重なるのですけれども、そういった市民が憩えるような視点をしっかり取り入れるといいますか、しっかり座れるところとか休めるところとか、そういったところもガイドラインの視点として盛り込んでいただけたら。言っても神戸もやっぱり高齢化社会ですから、やっぱり腰かけるところの一つもないと、なかなか憩えないのではないかなと思います。そういったところも一つお願いしたいと思います。

以上です。

**○長濱会長代理** 御意見ありがとうございます。

木質化と木目調は違うので、そこをよく理解した上で、進めていただいたほうがいいかなと思います。

では、大かわら委員、お願いします。

**○大かわら委員** ちょっと先ほども言いかけたのですが、神戸らしさというところで、今回のこのガイドラインをお示しいただいていまして、先ほど、デザインのこととか、色・色彩のことも出ておりましたが、空間の連続性ですとか、都心のにぎわいということが、結構、強調されていたように思うのですが、そういうところ言えば、なかなかそれで神戸らしさということになるのかなというのが、私はちょっとずっと疑問なのです。確かに、神戸らしさというのはこだわっていく大事なところでもありますので、そこで、その意見で出せるのかなというところが、私はどうするのかなというところがちょっと疑問なのです。というのは、例えば他都市の駅前の再開発なんかも見ましても、同じようににぎわいですとか、そういうところというのは必ず出てきているんですね。事例で申しますと、先日、三宮駅周辺の歩行者デッキのコンペのことが発表されていりましたが、回遊性を高めるということで今回整備されると発表されていまして。地下と地上とデッキという、この構造ということで言えば、他都市でも、たくさんの方が取り入れられていますよね。そこに、高層ビルが建ち並べるということになってしまえば、本当にそれで神戸らしさというところが確保できるのかと、同じようなまちになってしまえば、何の意味もないと思いますので、だから私、すごく眺望というのはものすごく大事だという思いがあるんです。その辺で言えば、再開発のところでは先ほどの議事2のほうですとか、そういうところに関わる一体の問題ではあるのですが、やっぱりそのビルが立ち並んで同じようににぎわいをつく

るために開発をしていくというところで、眺望がちょっと後退するようなことがあってはならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○長濱会長代理** 多分、眺望というか景観ということだとは思っているのですけれども。

**○大かわら委員** そうですね、景観です。

**○長濱会長代理** 三宮駅前が渋谷化してしまわないかという御意見ですかね。神戸らしさが一定どうつくっていかうとされているのかという御質問かと思えます。

**○上田担当部長** 御指摘のように、やはり神戸らしさをどう出していくかというのは非常に難しいですし、大事な点かなと思っていまして、やはり、神戸の景観というのは山と海ですね。これが非常に近いということで、山を背景に都市的な景観が広がるであるとか、逆に海をバックにした都市的な景観を楽しんでもらえると、そういう両面が合わせて楽しめるというところが大きな特徴だと思いますので、それをいかに担保していくかということが、一番神戸らしさということにつながるのではないかということで、そういった面から景観の施策について検討していくということかなと思えます。

**○大かわら委員** おっしゃるように、山と海ということが本当に一番身近に感じられるというのが神戸の最大の特徴であると思うんですね。以前、何かの議論のときに、神戸の弱みというところで、間近に山と海があるのに、それがまちなかでは感じられないというところが弱みというところで出ておりました。ちょっとその点で議論した覚えもあるのですが、やっぱりそういうところ言えば、先ほど申しましたような、景観をいかに確保していくか、そのためにはやっぱりビルが立ち並ぶというのではなくて、あちらからもこちらからも海ですとか山ですとかが感じられる、そういう視点場をたくさんつくってけるような、そういうまちづくりというところも私は大事ではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**○長濱会長代理** ありがとうございます。

ややハードよりの議論がなされていますけれども、多分、ソフトですね。それこそ、さっき議論のあった市民等、全員一丸となって、神戸マインドをどうソフト的に使い方を含めて落とし込んでいくというのが恐らく神戸らしさで、このデザインコードというのは、ちょっと先行事例ですけども、サンキタ通りみたいなE K I Z Oのところですね。あれで評判はいいのですけれども、ああいうのをつくっていかうというイメージがあって、当然、そのときには神戸の事業者、地元事業者の方、神戸の女子高生の使い方のところに恐らく神戸らしさみたいなのが恐らく出ていて。ハードだけでは恐らくつくれないということが一方であって、ということがやっぱりあるので、そういう意味では市民等というのが、一丸性というのが、どこかで神戸マインドというのをどう見せていくのかという使い方、好み、嗜好ということかなとも一方で思ったりもします。

その受け皿として、誘導として、インセンティブを取るのにやっぱりデザインコードである程度誘導規制ではなくて、どちらかという誘導していかうというところが、神戸

市の今の方針かなと、作戦かなと。

**○浦上委員** すみません、ちょっと時間ないですけど、いいですか。簡単にいきます。

森崎（委員）さんがおられるのに、大変申し訳ないのですが、30年ほど前に大丸の宣伝部にいたときに、神戸らしさ研究というのをしたことがあるんです。そのときに、むろん海と山もそうですが、海と山が出会い、人と人とが東西で出会うまちであると同時に、光と風を感じるまちやということが非常に大きいテーマになりまして、だから、大かわら委員の言われることもよく分かるんですよ。建物も大事ですけども、何となくまち中に、光とか風というものを特に、山と海のことですから、風を感じるようなというようなことがどこかにテーマに入っていけば、神戸らしさというものを補うことになるんじゃないかなと思いますので、しつこいようですがそれだけ。

詳しいことが知りたければ、森崎さんに聞かれたらいいかと思います。

**○長濱会長代理** ありがとうございます。

詳しいことは後日、森崎先生にレクチャーいただくとして、栗山委員お願いします。

**○栗山委員** 時間が迫っている中すみません。

議事4の資料のA3の1ページ目の左に、この景観デザインコードの景観形成方針、景観形成基準、ガイドラインで成り立っていて、公共空間、建築物、夜間景観、屋外広告物を対象としますという図がありますよね。なのですが、ちょっとお示しいただいた内容が、あまり公共空間のことは正直含まれていなくて、どちらかというエリア内の民間の建物側でどういうことをやっていただきたいかという誘導内容になっていると思うんですね。実際、景観形成道路とか景観形成街角は神戸らしいようにしてくださいみたいな、やはり抽象度の高い文章でとどまっていて、具体的にそこを公共空間はどうしていくかという話は、このガイドラインに含めていくのか、それともやっぱり別にしますよということなのか、今のお考えをお聞かせいただきたいです。

**○長濱会長代理** 事務局からお願いします。

**○上田担当部長** この景観デザインコードについては、上のほうの目的と背景のところにも書いていますように、公共空間に備えるべき役割や機能、周辺建築物等の在り方をまとめたものということでございまして、このたびの景観形成基準とかガイドラインの部分につきましては、非常に周辺建築物のところを中心に記載をしている内容になっておりますけれども、あくまでも公共空間と建築物の在り方というものをこのデザインコードの中で表現していこうと考えておりまして、そういう意味では、もう少しこれと並行して公共空間の件についても検討しておりますので、最終的な成果物の中では、公共空間とこの建築物の在り方、これを合わせて載せるような形でやっていきたいと思っております。

**○栗山委員** ありがとうございます。安心しました。

最近、その道路空間のにぎわいソースに関する動きがとても活発化してしまっていて、そのときの一つの問題としては、沿道沿いの建物の景観コントロールは今までの制度で全然や

っていけるのだけれども、いざ、道路空間を含めてのにぎわいづくりとなると、やっぱり部署が違くと、道路の部局と景観の部局が違って、一体的な景観づくりができにくいという課題も指摘されていますので、ぜひ一体的に、特に税関線は幅も広いですし、歩道幅が広くていろんなにぎわいの仕掛けもできると思いますので、公共空間と民地の一体感が生み出せるようなガイドラインづくりをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

ほかに御意見等はないでしょうか。

ではないようでしたら、引き続き、景観デザインコードの策定に向けて取り組んでいただければと思います。

では次に、議事5に移りたいと思います。景観アドバイザー専門部会審議結果報告です。

個別案件について、事務局から説明をお願いします。現時点で非公開とすべき案件があるでしょうか。

**○上田担当部長**      本日は、前回、4月の審議会で報告した以降の案件につきまして、7件御報告をいたします。

設計段階業務の案件につきましては、既に協議資料が公告・縦覧されておりますので、公開で御報告いたします。

これ以外の計画段階協議の案件につきましては、神戸市情報公開条例第10条第2号ア、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。または、同条例第10条第4号、地方公共団体の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換、もしくは意思決定の忠実性が著しく損なわれると認められるものに該当し、附属機関及び有識者会議に関する指針第7条第1項に定める非公開とする場合に該当すると考えられますので、これらの案件につきましては、当審議会を非公開とするのが適切と思います。

**○長濱会長代理**      それでは、計画段階の協議の案件につきましては、会議を非公開とします。まず、公開案件の報告をそれでは事務局からお願いをしたいと思います。

**○福本担当係長**      それでは、公開案件につきまして御報告いたします。

前面のスクリーンを御覧ください。

また、お手元の資料では、A4の資料になりますけれども、「議事5—資料」というものを合わせて御参照ください。

それでは、1件目御報告いたします。

「(仮称)大和証券神戸ビル新築工事」です。

令和2年9月28日に計画段階の協議を行い、第94回、昨年12月の審議会、こちらについては御報告しております。その後、令和3年6月28日に設計段階の協議を行っております。

場所は、中央区三宮町1丁目「三宮中央通り景観形成市民協定」の区域内で、三宮中央通りと花時計線に面する敷地です。

外観パースですけれども、高さは約44m、地上10階、地下1階の事務所・店舗になっております。

設計段階の協議におきましては、「敷地特性を踏まえた重厚で風格のある外観デザイン。そして、外構の舗装仕上げなどにつきましては、建物や周辺のまちなみと調和する外構計画」こういったことについて意見をお伝えしまして、現在、検討いただいているような状況でございます。

続きまして、2件目を御報告いたします。

「神戸市兵庫区松原通5丁目新築工事」です。

令和2年12月21日に計画段階、令和3年3月22日に設計段階の協議を行いまして、5月26日に協議が成立しています。

場所ですけれども、前に位置図を映しております。場所は、兵庫区松原通5丁目「兵庫運河周辺都市景観形成地域」の運河沿いエリア外です。

次、外観パースです。高さは約31m、地上11階の共同住宅になっております。

設計段階のデザイン協議では、「コントラストを抑えた色彩計画、そして、周辺の建物と調和する立面構成、建物になじむゴミ置き場の形状」こういったことについて御意見をお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、デザイン協議が成立しています。

次に3件目、「兵庫・建都マンション新築工事」です。

令和3年2月22日に計画段階の協議。こちらにつきましては、前回、第95回の審議会で御報告をさせていただいております。その後、4月26日に設計段階の協議を行っております。

位置図ですけれども、場所は、兵庫区切戸町。こちらも「兵庫運河周辺都市景観形成地域」の運河沿いエリア外ということになっております。

外観パースです。高さは約22m、地上7階のこちらの共同住宅ということになっております。

設計段階のデザイン協議では、「コントラストを抑えた、一体感のある壁面となる色彩計画、景観に配慮したゴミ置き場の形状」、こういったことを御意見として伝えまして、現在、事業者において検討を行っていただいているところであります。

公開案件、最後の4件目ですけれども、「(仮称) エスリード神戸市中央区楠町3丁目新築工事」です。

令和3年4月26日に計画段階の協議、6月28日に設計段階の協議を行っております。

位置図ですけれども、場所は、中央区楠町3丁目「神戸駅・大倉山都市景観形成地域(大倉山ゾーン)」の区域内で、地下鉄大倉山駅のすぐ南に位置するところであります。

外観パースですけれども、高さは約33m、地上11階の共同住宅になっております。

設計段階のデザイン協議では、「緑の映える低層部の色彩の選定、コントラストを抑えた色彩計画、演出効果等に配慮した照明器具の配置や数」などについて御意見をお伝えしております。現在、事業者にて検討を行っているところであります。

公開案件につきましては、以上4件、御報告させていただきました。

以上です。

**○長濱会長代理**      ありがとうございます。

基本的には報告事項ですので。

それでは、ここから当審議会を非公開としたいと思います。

(非公開案件説明)

**○長濱会長代理**      それでは、景観アドバイザー専門部会からの審議結果の報告ということが終わりましたので、本日の議事は全部終了しましたけれども、全体の中で何か御意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。

特にはないですかね。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○山本副局長**      本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

次回の審議会の日程につきましては、改めて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第96回神戸市都市景観審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時15分 終了